

資料 10 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービスに係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

標記について、令和 3 年度に厚生労働省から発出された事務連絡等を周知します。

なお、指定基準（※ 1）において利用定員を超えて、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を行ってはならないこととされています。そのため、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則定員を超えて受け入れをすることはできません（※ 2）のご留意ください。

（※ 1）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

（※ 2）定員超過利用減算に該当しなければ、定員を超えた受入れが認められるというものではありません。

《添付資料》

- ・「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」
（令和 4 年 2 月 28 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室）
- ・参考資料「【別紙 1】会計検査院による指摘事項（詳細）」
- ・参考資料「【別紙 2】障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」
- ・参考資料「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」